

海域の国立・国定公園保全管理強化事業費

120百万円(95百万円)

自然環境局国立公園課

1. 事業の概要

(1) 国立・国定公園の適正海域管理推進事業(拡大)

近年、オニヒトデの大発生によるサンゴの食害や藻場における磯焼け等の被害が各地で発生しており、生物多様性の減少、利用資源の破壊等が問題となっている。

また、同一海域において漁業のほか、ダイビング、シーカヤック等の観光利用が輻輳し、あつれきが生じている海域がある。さらに、観察対象である海鳥の繁殖地への過剰な接近による営巣放棄等、生物多様性に悪影響を与える利用形態が見られる。

一方で、COP10においては、指定後の管理が不十分である保護地域が増加していることを背景とした、保護地域の管理強化についても議論される予定であり、国際的にも重要なテーマとなっている。

これらのことから、オニヒトデ等の食害生物の駆除を民間ダイビング団体や漁業者と協力して実施する等、海域生態系のモニタリングを実施しつつ、地域住民・団体の参画を得て、海域公園地区の管理充実、利用ルールの策定等の対策を実施する。また、効果的・効率的な事業の実施のために、協議会を設置し、関係者間の連携を強化する。

(2) 国立公園海域公園地区指定調査(継続)

COP10においては、「保護地域」が重要な議題の一つとなっており、特に海域保護区は多くの関心を集めるものと予想され、CBD事務局においても海の15%を保護地域とすることを目指している。

我が国の海域は、干潟、藻場、サンゴ礁等の生物多様性の保全上重要な生態系を有するが、例えば、藻場の海域公園地区の指定面積は全藻場の0.2%に満たない等、保護の充実を図ることが必要である。

これらのことから、平成24年度の生物多様性条約締約国会議(CBD/COP11)までに国立公園内の海域公園地区の面積を倍増させることを目標として、現地調査等により魚類や海鳥類などの生物相や水環境に関して把握し、新規指定を進める。

2. 事業計画

事業内容	H21	H22	H23	H24	H25	H26
(1) 国立・国定公園の適正海域管理推進事業	●●●●●					
(2) 国立公園海域公園地区指定調査						

3. 施策の効果

海域における保全管理を強化し、国立・国定公園の海域公園地区の指定を推進することにより、海域のすぐれた自然景観の保全と適正な利用を図り、海域における生物の多様性の確保に寄与する。

海域の国立・国定公園保全管理強化事業費

背景

1. 海域の保護地域指定が不十分

- 生物多様性国家戦略2010、海洋基本計画
→ 海域公園地区の指定の推進を記載
- 生物多様性条約締約国会議(COP10)
→ 生物多様性保全の観点からの管理の充実が必要

2. H22.4月から改正自然公園法の施行

- 海中公園→海域公園に制度改正

3. オニヒトデ・ゴミによる生態系の破壊

- オニヒトデによるサンゴの食害
- ゴミによるウミガメの産卵地の破壊
→ 生物多様性の減少
→ 美しいサンゴなどの利用資源の破壊



4. 利用集中によるあつれき

- 観察対象への接近のしすぎ、
利用頻度の増加・混雑
→ 動物(サンゴ・海鳥・鯨類など)への
悪影響
→ 漁業と同じ海域を利用するため、
あつれきの発生・事故の危険



事業内容

1. 海域公園地区の指定促進

- 海域を有する30地域を、年6地域、5年かけて
調査→指定(H22は6地域調査)
(改正法付帯決議:生物多様性保全上重要な海域を指定する)
- 海域公園地区をH24までに倍増(国立公園)
2,359ha → 4,718ha(H21年比)

2. 海域公園地区の管理強化



- オニヒトデの駆除によるサンゴ礁の保全
- ゴミの清掃によるウミガメや海鳥の繁殖地の保全
- 保全対象生物(サンゴ・ウミガメなど)の調査
- 利用ルール策定による利用のあつれき解消



- 協議会の設置 → 関係者の連携の強化による、
効率的・効果的な事業の実施